

王子共創会議の部会設置に関する内規.

第1 王子共創会議設置要綱第7条1項の規定に基づき王子共創会議の部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2 部会は、王子共創会議の開催にあたり、関係事業者等からの意見を反映した施策の立案に関することその他必要な事項について検討する。

第3 部会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

第4 委員は、区長が委嘱又は任命する。

第5 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第6 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、王子共創会議会長が指名する。

3 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7 部会は、部会長が招集する。

2 委員が部会を欠席する場合、当該委員が推薦する者に代理出席させ

ることができる。

- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。
- 4 会議は、原則非公開とする。

第8 部会の庶務は、都市拠点デザイン担当部長付都市拠点デザイン担当課長及び鉄道駅関連プロジェクト担当部長付鉄道駅関連プロジェクト担当課長が行う。

第9 部会の運営に関する事項その他必要な事項は、王子共創会議会長が別に定める。